

加西市いじめ防止基本方針

平成 2 9 年 7 月（改定）

加 西 市

目 次

はじめに	1
第 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
第 2 いじめの問題に関する基本的な考え方	3
1 いじめの理解	3
2 いじめの状況	3
3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向	4
第 3 いじめの防止に関する施策や取組	6
1 推進体制	6
2 未然防止	9
3 早期発見	1 1
4 早期対応	1 2
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	1 4
6 家庭や地域との連携	1 5
7 関係機関等との連携	1 5
第 4 重大事態への対処	1 7
1 学校の設置者または学校による調査	1 7
2 再調査及び結果を踏まえた措置	1 9
第 5 いじめの防止等の検証及び見直し	2 1
1 実施状況の報告	2 1
2 総合的な検証	2 1

はじめに

いじめが原因で子どもたちが自らの命を絶つという痛ましい事件が、全国各地で発生し、いじめの問題が社会問題化しています。いじめは、すべての子どもの人格形成や基本的人権にかかわる重大な問題です。それだけに、子どもたちに関わるすべての者がいじめの問題の重大性を認識し、いじめられている子どもの立場に立った取組を展開する必要があります。

いじめは、遊びや生活の中での「ふざけ」や「いじわる」、「からかい」など、小さいな行動から進行することが大半です。また、近年では、インターネットを介したいじめが増加するなど、潜在化、陰湿化しています。たとえ今、いじめが見られなくても、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という危機認識をもち、未然防止に努めることが必要です。そして、その兆候が見られたときは、学校・家庭・地域は互いに連携協力し、迅速かつ的確に対応することが重要です。

いじめられている子どもは、心が弱り、傷つき、広い世界を見渡すことができない状況になり、誰も味方がいない、ひとりぼっちだと感じてしまうのです。そこで、相談体制や関係機関等との連携協力の整備など、セーフティネットを充実させることが大切となります。

加西市では、「いじめ対応マニュアル」を作成し、組織的にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めています。そして、各学校では、教職員による教育相談に加えスクールカウンセラーを活用するなど、相談体制の充実とともに個に応じたきめ細かな指導ができるよう取り組んでいます。また、リーフレット「いじめ発見チェックシート」等のチラシを作成し、児童生徒をはじめ、家庭、地域にも啓発を行ってきました。

この加西市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、市民総がかりでいじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進できるように、市における基本的な方針等を示すものです。

本基本方針に基づき、いじめの問題の克服に向けた施策や活動をさらに効果的に展開し、加西市教育振興基本計画に掲げる「新しい時代を切り拓くこころ豊かな人づくり」をめざし、愛と信頼を基盤に、学校・家庭・地域社会が一体となり、市民すべてがかかわる質の高い教育を推進し、全国に誇れる『教育都市かさい』の実現をめざします。

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ◇ いじめの防止等のための対策は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであるという認識をもち、すべての児童生徒が安心して日常生活が送れるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- ◇ いじめの防止等のための対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれらを放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

- ◇ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、市民総がかりでいじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

第2 いじめの問題に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめの基本認識

- ア いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめは、加害、被害の児童生徒が入れ替わり起こり得ることがある。
- オ いじめは、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険を生じさせる。
- カ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- キ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 いじめの状況

市内の学校においては、遊びや生活の中での「ふざけ」や「いじわる」、「からかい」など、集団で執拗に行った行為からいじめに至る事案が数件発生している。きっかけが遊びの延長線上にあることが多いために、周囲の児童生徒や大人がいじめだと気づきにくいことが多い。

また、インターネットや携帯電話、ゲーム機の普及にともない、掲示板サイトへの不適切な書き込みや、コミュニケーションアプリを使用したトラブルも発生している。特に近年は小学生のトラブルも数件あり、低年齢化が進むことが危惧される。

3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、教育委員会が市長部局や加西警察署等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組む。

また、克服に向けた基盤づくりとして、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を果たすことで、児童生徒一人ひとりの人間的成長を促す。特に学校においては、教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 自分で考え、判断し、行動できる人間に児童生徒を育てる。

学校においては、児童生徒が学校生活の中で、お互いに信頼しあい気持ちよく生活するためのルールやマナーについて考え、集団の中の一員としての自覚をもち、正しいと思うことを実行する気持ちや態度を育成することが大切である。そのためには、教職員が個々の児童生徒について十分に理解を深めるとともに、個に応じたきめ細かな指導により、発達段階に応じて自ら解決できる能力や集団で高めあえる力を育成できるよう支援する必要がある。

家庭においては、愛情に包まれた家庭をつくることが、子どもの人間関係を形成する上で重要であることを認識する。また、家族で子ども会活動や地域の活動に積極的に参加するなど、同年齢だけでなく異年齢や多世代の人との交流も大切にして、人間関係を結ぶ力が育まれるよう努めることが必要である。

地域においては、PTA活動や子ども会活動が活性化するよう支援するとともに、保護者や子どもに地域の行事等への参画を促すなど、地域の絆を深めるように取り組む。また、子育てに悩みを抱える保護者に寄り添うなど、地域で子どもを守り育てる取組を推進することが大切である。

(2) 児童生徒どうしの心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

学校においては、互いに思いやり、尊重しあいながら共に生きることの大切さを児童生徒に十分に理解させる。そのためには、学校生活をとおして自己有用感や規範意識の醸成に努めることが大切である。そして、日常にあるささいな問題等、身近な課題をもとに学級で話しあうなど、発達段階に応じた適切な指導・助言、支援を行い、良好な人間関係が築けるようにすることが大切である。

家庭においては、親子の絆や信頼関係を深める機会づくりを大切にするとともに、教育の重点に掲げる「親子でつくろう！加西っ子の生活習慣“あ・い・う・え・お”」を実践し、子どもの生活の基盤となる生活習慣づくりに努める。

地域においては、子どもに地域の祭りなど行事等への参加を促し、地域の慣習にふれたり、地域の大人とのふれあいをとおして人間としてのあり方・生き方を学んだりする機会づくりの場を提供することが大切である。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む。

学校においては、いじめ対応チーム等で児童生徒の情報交換を定期的に行うとともに、「いじめ対応マニュアル」の周知を図り、学校全体で組織的に迅速かつ的確な対応が行えるようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談体制を整備し、いち早く情報が得られるよう努める。さらに、いじめが疑われる情報があった場合には速やかに対応し、指導後も再発しないように見守りを続ける。

家庭においては、日頃から子どもとの会話を大切にし、子どもの言動について気になることがあれば担任等に相談するなど、早期対応に心がける。また、子どもがいじめの問題の当事者となったときは、解決に向けて我が子とともに考える姿勢を大切にする。

地域においては、ワッシュョイスクールやPTAや見守り隊の活動を支援するとともに、必要な情報を学校や家庭に発信するなど、地域が一体となって子どもを見守り育成する体制を整備するよう努める。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

学校においては、全教職員が「学校いじめ防止基本方針」を共通理解し、教育相談や学級懇談、地区健全育成会等をとおして、家庭や地域に対しいじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

家庭においては、PTAの研修や保護者向け啓発資料等をもとに、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について深く認識することが大切である。

地域においては、まちかどフォーラムや地区人権学習会、地区健全育成会等でいじめ防止に向けた啓発を実施し、大人社会の有り様も含め、多様ないじめの問題がもたらす影響について理解する。また、子どもがネット上でいじめ等にあわないように「加西市ネット見守り隊」合同研修会等に参加するなど、ネットに潜む危険性について認識し啓発に努める。

第3 いじめの防止等に関する施策や取組

1 推進体制

(1) 市、教育委員会の推進体制

市は、「加西市子どもいじめ防止等に関する条例（平成27年加西市条例第17号。以下「条例」という。）」に基づき、いじめ防止等の対策を推進するため、学校・家庭・地域やその他関係機関・団体等と連携し、必要な財源上の措置その他必要な措置を講じる。

市は、いじめ防止等に関係する機関・団体等の連携を図るため、教育委員会に「加西市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。また教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「加西市子どもいじめ問題対策審議会」を置く。さらに市長は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下、「重大事態」という。）への対処又は重大事態の発生防止のため、「加西市いじめ問題調査委員会」を設置することができる。

ア 加西市いじめ問題調査委員会

市長は、教育委員会からの報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、条例の定めるところにより、加西市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行ったいじめの重大事態の調査等の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

調査委員会は、調査の公平性・中立性を確保するため第三者によって構成される委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者で当該報告に係る法第28条に規定する調査等を行った組織の構成員以外の者のうちから、市長が委嘱する。

- ① 学校教育に関する学識経験を有する者
- ② 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

教育委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努める。

イ 加西市子どもいじめ問題対策審議会

教育委員会は、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、条例の定めるところにより、「加西市子どもいじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）」を置く。

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- ① 市基本方針及び市基本方針に基づきいじめの防止等のための対策に関する審議
- ② 学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合における、その事実確認並びに解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）
- ③ その他いじめの防止等に関する必要な調査等や審議

審議会は、調査の公平性・中立性を確保するため第三者によって構成される委員 5 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- ① 学校教育に関する学識経験を有する者
- ② 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

ウ 加西市いじめ問題対策連絡協議会

条例第 12 条に規定する「加西市いじめ問題対策連絡協議会」として加西市立総合教育センターに「いじめ対応加西市ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体と協力支援体制を構築し、情報共有による的確で迅速な対応が行えるよう努める。

このネットワーク会議は、公立学校、教育委員会（学校教育課、総合教育センター）、市長部局（人権推進課、地域福祉課）、加西警察署刑事生活安全課その他の関係者により構成する。

ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 市における相談機関の対応についての共通理解
 - ② 学校に対する協力体制の確認
 - ③ 学校におけるいじめの問題に対する対応についての具体的な事項
 - ④ その他いじめの防止、いじめの早期発見及び対処についての必要な事項
- また、上記のネットワーク会議の構成員より実務者会議を編成し、次に掲げる

事項について協議する。

- ① 市立学校におけるいじめ防止等に関する具体的な事項
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組
- ③ その他いじめ防止のための具体的な取組

(2) 学校の推進体制

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、管理職のリーダーシップのもと、家庭や関係機関、団体等とも連携し、学校全体で組織的に取り組む。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定と検証

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、家庭・地域との連携など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

なお、策定に当たっては、保護者等地域の方にも参画いただくことが有効であるとともに、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、ホームページ等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、PDCAサイクルを用いて定期的に検証を行う。

イ いじめ対応チームの設置

教職員や、学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成されるいじめ対応チームを設置し、この組織を中心に教職員全員の共通理解のもと、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

いじめ対応チームは、以下の機能を担うものとする。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑦ いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善 等

ウ 学校評価・教員評価の改善

いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証と改善に取り組むよう留意する。

また、教員評価は、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取組として評価されるよう留意する。

2 未然防止

(1) 市の推進体制

学校・家庭・地域社会が一体となったところ豊かな人づくりを推進するとともに、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

ア 連携教育の推進

校種間の連携を密にし、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の軽減を図るなど、一貫した指導体制を構築する。

- ・ 情動知能を育てる「STARTプログラム」の推進
- ・ 小中学校における学習指導連携の推進支援
- ・ 「家庭学習ハンドブック」の作成・配布
- ・ 保幼小、小小、小中連携による生徒指導体制の充実
- ・ 発達支援ファイル及び個別の指導計画の活用と支援 等

イ 教育相談体制の充実

いじめの相談・通報窓口の周知を図り、総合教育センターに相談窓口を開設し、相談体制の充実に努める。

ウ 確かな学力の定着

少人数指導や複数指導・兵庫型教科担任制の充実とともに、各学校にスクールアシスタント、ヤングアドバイザーを配置し、実態に応じたきめ細かな指導を推進する。

エ 教員研修等の充実

総合教育センターにおいて、いじめの問題に関する研修やネットトラブル防止のための研修等を実施するとともに、いじめ関連教材（図書）等の充実に図る。

オ 道徳教育の充実

道徳科を要として教育活動全体で道徳教育を推進し、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

カ 人権教育、人権啓発の推進

学校教育全般をとおして人権教育を推進するとともに、人権作文や標語による啓発、まちかどフォーラム、地区人権学習会を開催し、広く市民にいじめ防止の啓発を図る。

キ 体験活動の推進・支援

さまざまな体験活動をとおして、自分の役割を自覚する中で児童生徒の自尊感情や自己有用感を高め、感謝する心など豊かな心を育成できるよう、推進・支援する。

- ・ 「トライやる・ウィーク」推進委員会の開催と活動支援
- ・ 環境学習及び自然学校推進連絡協議会の開催と活動支援
- ・ 小中学校と加西特別支援学校との交流及び共同学習の支援 等

ク 関係機関・関係団体との連携

学校・警察・総合教育センター連絡会やネットワーク会議、不登校連絡会を開催し、市長部局や関係機関との連携を推進する。また、連合PTAや青少年補導委員連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会と連携し、補導活動や子ども見守り隊活動、「加西市ネット見守り隊」活動、家庭教育研修会の開催等を推進する。

ケ 啓発活動

いじめ防止標語やポスターの募集、青少年健全育成関係団体によるいじめ防止キャンペーン、「加西市ネット見守り隊」合同研修会を開催するなど、広く市民にいじめ防止の啓発活動を展開する。

コ 学校・家庭・地域との連携

総合教育センター内に学校サポートチーム（生徒指導担当指導主事・相談員（警察OB）、学校サポーター（スクールソーシャルワーカー等）を配置し、学校・家庭・地域等との連携を図る。

（２）学校の推進体制

教職員がゆとりをもって生徒に関わる時間を確保し、一人ひとりの児童生徒の状況や学級集団等の状況を日常的に把握し、予防的・開発的な生徒指導に取り組むことが重要である。

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校教育活動全体を通じて、すべての児童生徒が規律ある態度で主体的に授業や行事に参加し、安心して学校生活を送れるように支援するとともに、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

イ 互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり

日常の児童生徒への声かけや生活ノート、日記指導により児童生徒に寄り添い、相談しやすい関係を築くように努める。

そして、互いに認めあい、支えあい、助けあう良好な人間関係を構築することで、いじめを生まない学級の基盤づくりを推進する。

ウ 児童生徒や学級の状況の把握

生活ノートや児童生徒との会話など、いち早く情報収集ができるよう心がける。担任以外に、教科担当や養護教諭、部活動顧問等すべての教職員からの情報収集に努め、できるだけ多くの目で児童生徒を見守る組織の体制を整える。

また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行い、情報共有を図る。

エ 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

オ 家庭・地域との連携

いじめの問題の取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ防止の充実

インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けた学習機会を確保するとともに、情報モラル教育の推進を図る。また、保護者に対する、いじめ防止や効果的な対処等、保護者としての責務及び法令遵守の啓発を行う。

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

学校においては、教職員が児童生徒の人間関係の変化や表情、言動から悩みや不安などを抱える児童に気づき、寄り添った指導ができるように人権感覚やカウンセリングマインドの向上に努める。

教育委員会においては、カウンセリングマインド研修や生徒指導研修など、教師力の向上に向けた研修の機会を充実させる。

(2) 日常的な実態把握

学校においては、生活ノートや日記指導に加え、定期的なアンケート調査やチェックリストによる観察、面談等を行い、いじめの早期発見に努める。また、教職員間で情報を共有し、気になる児童生徒への声かけやカウンセリング、家庭訪問等を行い、家庭と連携して状況把握に努める。

教育委員会においては、学校と連携し、児童生徒に対する定期的な調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど、学校における調査等早期発見のための手立ての充実を図る。

(3) 相談窓口の整備

学校においては、いじめに関わる相談・通報窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラーとともに児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備する。

教育委員会においては、県及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、総合教育センターに相談窓口を開設する。

(4) いじめ相談票の活用

学校、教育委員会、市の相談窓口でいじめに関わる相談があった場合は、「加西市こどものいじめ防止等に関する条例施行規則第 13 条」に定める「いじめ相談票（様式第 2 号）」を活用し、事案の詳細等を聞き取るとともに関係機関の連携等に活用し、早期解決が図れるよう努める。

4 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

学校においては、いじめが疑われる情報があった場合、校長がいじめ対応チームを招集し、対応について協議して方針を決定する。また、いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化するなどの対策を行う。

指導に当たっては、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、状況についての速報を教育委員会（総合教育センター）へ報告し、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

この際、いじめの事案に関わったすべての児童生徒に深くかわり、人間的成長につながる指導を行う。そして、すべての指導が終了した段階で、いじめに関する調査票を作成し、教育委員会（総合教育センター）へ報告する。

教育委員会においては、学校との情報交換・情報共有を行い適切な助言や支援を行う。深刻ないじめが発生した場合、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。

(2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

学校においては、いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

教育委員会においては、情報収集に努めるとともに、学校からの報告を受けて対応についての助言・支援を行う。また、状況に応じて総合教育センターの臨床心理士が、児童生徒、保護者の心のケアを行う。

(3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

学校においては、いじめを行っている児童生徒から、気持ちや状況を十分聴き取り、その背景や心情にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるように留意する。

教育委員会においては、学校、保護者の意向を十分に汲み、警察との連携や出席停止等の懲戒が必要な場合も含め、適切な助言を行う。また、状況に応じて、臨床心理士による相談の活用等、立ち直りに向けての支援を行う。

(4) 周囲の児童生徒への指導

学校においては、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

教育委員会においては、学校からの報告をもとに指導全体を把握し、関係者全員への指導が行き渡るよう学校へ指導と助言を行う。

(5) 教育委員会との連携

学校においては、いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会（総合教育センター）へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。

また、必要に応じて、県教育委員会へスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援を要請する。

教育委員会においては、学校だけでは解決が困難な事案について、生徒指導担当指導主事や総合教育センター相談員（警察OB）、学校サポーター（スクールソーシャルワーカー等）を派遣し、相談・支援等を行う。

また、学校が県教育委員会に学校支援チーム（教員OB・警察OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医）等の派遣を依頼した場合は、それらとの連携を図り早期解決に努めるなど、必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

学校においては、インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用状況に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において携帯電話、スマートフォンの使用について、情報発信の配慮や、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、教育委員会（総合教育センター）に報告をし、対応を協議する。書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局

人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

教育委員会においては、教職員や保護者、地域関係者に対し、「加西市ネット見守り隊」合同研修会等を開催するとともに、青少年補導委員を中心にネット監視行動を推進する。そして、最新の状況についての情報収集と学校等への情報提供に努める。また、問題事案が発覚した場合は、学校や関係機関と連携し、迅速な対応を行う。

6 家庭や地域との連携

学校においては、保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

教育委員会においては、学校と家庭・地域の連携促進を図るため取り組んでいるPTCA事業や子ども見守り活動、保護者会、地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人どうしが協議したりする場を設けるよう啓発する。

7 関係機関等との連携

(1) 学校と教育委員会、関係機関等との連携

学校においては、加西警察署刑事生活安全課との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、生徒指導担当教員は、ネットワーク会議に出席し情報共有を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に総合教育センターや加西警察署刑事生活安全課に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報する。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカーや地域福祉課、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

教育委員会においては、いじめの防止等の対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、ネットワーク会議を開催するとともに、関係機関、学校、青少年健全育成関係団体等の連携を促進する。

(2) 学校間の連携協力

学校においては、継続した指導や観察を行うために、校種間の連絡会を開催し、孤立しがちな児童生徒などの情報や、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

教育委員会においては、ネットワーク会議等で、学校間の連携協力体制を推進する。

第4 重大事態への対処

1 学校の設置者または学校による調査

教育委員会または学校が、しっかりと事実に向きあうことで、次に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(1) 重大事態の意味及び調査

- I いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- II いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校または学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 調査主体

重大事態は、教育委員会が調査の主体となる。

教育委員会が、学校だけでは解決が困難であると判断したとき、教育委員会の諮問を受けた審議会の委員が学校に出向くなどして、教職員と協力して調査等にあたる。このとき、学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、審議会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように、最大限配慮されなければならない。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会がしっかりと事実に向きあうことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、教育委員会または学校は審議会に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行うことが考えられる。

この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

(ウ) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査のあり方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

- ・ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（２）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告に努める。

この際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

（３）重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、当該児童生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

２ 再調査及び結果を踏まえた措置

（１）再調査

調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査委員会を設置し、学校に関する「教育委員会による調査」の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

また、市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、学校について再調査を行った結果を市議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

第5 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、審議会に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

2 総合的な検証

この基本方針については、概ね3年後を目途に審議会において、総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

ただし、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等があれば、市の基本方針・学校基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

「加西市いじめ防止基本方針」

平成26年3月 策定

平成27年7月 改定

平成29年7月 改定